

第百九十四回国会 衆議院 予算委員会第一分科会議録

(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項)

第一号

本分科会は平成二十八年二月二十二日(月曜日)委員会において、設置することに決した。
二月二十四日

本分科員は委員長の名で、次のとおり選任された。

二月二十四日
平沢勝栄君が委員長の指名で、主査に選任された。

出席分科員

午前八時開議

主査

- 平沢 勝栄君
秋本 真利君
小田原 潔君
岡下 昌平君
宮川 典子君
保岡 興治君
大串 博志君
中川 正春君
本村賢太郎君
重徳 和彦君
井坂 信彦君
兼務 上田 勇君
兼務 吉田 宣弘君
兼務 宮本 徹君
兼務 下地 幹郎君

国務大臣 (原子力防災担当) 防衛大臣
九川 珠代君
中谷 元君

岩屋 毅君
小田原 潔君
保岡 興治君
重徳 和彦君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

齋藤 洋明君
若狭 勝君
篠原 豪君
原口 一博君
渡辺 周君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

岩屋 毅君
大西 宏幸君
齋藤 洋明君
宮崎 政久君

菅 義偉君

高木 毅君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

河野 太郎君

古賀 篤君

堂故 茂君

豊田真由子君

江島 潔君

熊田 裕通君

向大野新治君

中村 剛君

郷原 悟君

星 明君

岡本 修君

大滝 則忠君

一宮なほみ君

河戸 光彦君

村上 英嗣君

須藤 晋君

寺沢 剛君

戸倉 三郎君

中村 慎君

堀田 眞哉君

平木 正洋君

土生 栄二君

向井 治紀君

澁谷 和久君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

高野 修一君

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

政府参考人 内閣府東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

高原 剛君

岡西 康博君

石田 高久君

三輪 和夫君

若生 俊彦君

福井 仁史君

武川 光夫君

武川 恵子君

中島 誠君

山本信一郎君

山田 昭典君

村田 隆君

三浦 正充君

井上 剛志君

沖田 芳樹君

沖田 芳樹君

政府参考人 (消費者庁審議官)	福岡 徹君
政府参考人 (復興庁統括官)	吉田 光市君
政府参考人 (法務省大臣官房審議官)	辻 裕教君
政府参考人 (外務省大臣官房審議官)	大菅 岳史君
政府参考人 (外務省大臣官房参事官)	相木 俊宏君
政府参考人 (外務省北米局長)	森 健良君
政府参考人 (財務省主計局次長)	美並 義人君
政府参考人 (財務省主計局次長)	茶谷 栄治君
政府参考人 (財務省理財局次長)	中尾 睦君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官)	板倉周一郎君
政府参考人 (文部科学省国際統括官)	山脇 良雄君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	梅田 珠実君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	吉本 明子君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	濱谷 浩樹君
政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官)	山北 幸泰君
政府参考人 (農林水産省技術会議事務局研究統務官)	菱沼 義久君
政府参考人 (林野庁林政部長)	牧元 幸司君
政府参考人 (水産庁増殖推進部長)	保科 正樹君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官)	保坂 伸君
政府参考人 (資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官)	吉野 恭司君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官)	佐南谷英龍君
政府参考人 (国土交通省大臣官房技術審議官)	清水喜代志君
政府参考人 (国土交通省道路局次長)	青木 由行君
政府参考人 (国土交通省自動車局次長)	和迩 健二君
政府参考人 (防衛省防衛政策局長)	前田 哲君
政府参考人 (防衛省整備計画局長)	眞部 朗君
政府参考人 (防衛省人事教育局長)	深山 延暁君
政府参考人 (防衛省地方協力局長)	中島 明彦君
政府参考人 (防衛省統合幕僚監部総括管理部長)	高橋 憲一君
政府参考人 (防衛装備庁プロジェクト管理部長)	田中 聡君
内閣委員会専門員	室井 純子君
法務委員会専門員	矢部 明宏君
安全保障委員会専門員	林山 泰彦君
予算委員会専門員	柏 尚志君
衆議院調査局第一特別調査室長	大野雄一郎君
衆議院調査局第三特別調査室長	宇佐美雅樹君
分科員の異動 二月二十五日	
補欠選任	大西 宏幸君
補欠選任	宮川 典子君
補欠選任	若狭 勝君
補欠選任	齋藤 洋明君
補欠選任	若狭 勝君

本村賢太郎君	渡辺 周君
鈴木 義弘君	小熊 慎司君
同日	
補欠選任	宮崎 政久君
補欠選任	保岡 興治君
補欠選任	原口 一博君
補欠選任	小沢 鋭仁君
同日	
補欠選任	宮崎 政久君
補欠選任	秋本 真利君
補欠選任	篠原 豪君
補欠選任	小熊 慎司君
同日	
補欠選任	岡下 昌平君
補欠選任	中川 正春君
補欠選任	村岡 敏英君
同日	
補欠選任	岩屋 毅君
補欠選任	本村賢太郎君
補欠選任	鈴木 義弘君
同日	
補欠選任	中川 正春君
補欠選任	重徳 和彦君
同日	
補欠選任	大串 博志君

平成二十八年政府関係機関予算(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管)

○平沢主査 これより予算委員会第一分科会を開会いたします。

私が本分科会の主査を務めることになりました。よろしくお願ひいたします。

本分科会は、皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項についての審査を行うことになっております。

平成二十八年一般会計予算、平成二十八年特別会計予算及び平成二十八年政府関係機関予算中皇室費について審査を進めます。

政府から説明を聴取いたします。山本官内庁次長。

○山本政府参考人 平成二十八年における皇室費の歳出予算について、その概要を御説明申し上げます。

皇室費の平成二十八年における歳出予算要求額は、六十億九千九百五十四万四千円でありまして、これを前年度当初予算額六十一億一千六百九十九万九千円と比較いたしますと、千七百三十五万五千円の減少となっております。

皇室費の歳出予算に計上いたしましたものは、内廷に必要な経費、官廷に必要な経費及び皇族に必要な経費であります。

以下、予定経費要求書の順に従って事項別に申し述べますと、内廷に必要な経費三億二千四百万円、官廷に必要な経費五十五億四千五百五十八万四千円、皇族に必要な経費二億二千九百九十七万円であります。

次に、その概要を御説明いたします。

内廷に必要な経費は、皇室経済法第四条第一項の規定に基づき、同法施行法第七条に規定する定額を計上することになっておりますが、前年度と同額となっております。

ス・バイ・ケースになろうかと思ひますけれども、その態様が組織として共有しているというふうな場合には、それは行政文書になるというふうな考えるべきではないかと思つております。

○井坂分科員 何か、これまでせつかく具体的に議論をしてきたのに、今また物すごくぼやっと一般化をされましたが、もう一度重ねてお伺いします。

組織として言つたらまた非常に曖昧になりませんが、複数の職員がその文書を一瞬でも仕事に使つたら、それは組織的に用いたと判断して間違いないでしょうか。どの職員さんも大体そういうふうな答えられますが、どうですか。

○三輪政府参考人 お答え申し上げます。

一瞬見たとかいうような御指摘がございました。私どもも、いろいろな態様を具体的に想定しているわけではございませんけれども、あくまでも、組織として共有したと言える程度のものであれば、これは公文書の定義に当てはまるんだらうというふうに思ひます。

以上でございます。

○井坂分科員 せつかく大臣が具体的にいろいろわかりやすく答えてくださったのに、最後は法文にまで戻られてしまうと、困つたなというふうに思ひます。

大臣にお伺いします。

やはり現状、組織的に用いた行政文書なのか、それとも、あくまで個人的なメモなのかという線引きが、今答弁があつたように、非常に曖昧ですが、これは性善説ならそれでいいんですが、性悪説に立てば、ケース・バイ・ケースをいいことに、これは個人メモだったことにしようというものが普通に出てしまうルールだというふうに思ひます。

そこで、大臣にこれは御提案申し上げるわけですが、やはり行政文書と個人メモの線引きを法律上はつきりさせる必要がある。例えば、今申し上げた

げた複数の職員が職務上閲覧したものと、こいういうふうな明確化をし、さらに、この間あつたように、これは明らかに行政文書だらうと我々が思うようなものを個人メモと言ふような、ある種脱法的な行為に關しては、現状、公文書管理法は罰則がないということであり、こういふ脱法的な行為に關しては罰則を設けるべきだといふふうに思ひます。大臣の政治家としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 なかなか、線引きが曖昧なものに罰則ということになりますと……(井坂分科員「いや、明確化をして」と呼ぶ)明確化をしたときに、その定義は割と今はつきりしているんだと思ふんです。それをどう判断するかということ、が、やはりケース・バイ・ケースにならざるを得ないところがあるんだらうと思ひます。

ですから、これは、行政のトップとしての大員がきちんと判断をしていかなければいけない部分というの、いやいや、これは行政文書ではないかと言つて、きちんとそうした公文書が保存、管理されていくところ、これがやはり大事なんだらうと思ひます。

定義はしつかりしているわけですが、それは一瞬見たのか組織的に使つたのか、よくわからぬところがあつたりする。そういうところはきちんと誰かが判断をしなければならぬわけですから、それは、現場がそう言つて逃れようとしていくなら、大臣が、いやいや、それは行政文書だと言つてきちんと判断をするところ、これは、行政のトップとしてしつかりやらなければいけないことだと思つております。

○井坂分科員 余りイメージが湧かないですけれども、そんな個別の文書がメモか行政文書かを大臣が判断するというのは、余りびんごないといふふうな思ひます。

もう一問やりたいものがあるので、よろしいですか。

似たような話で、実は天下り、きょうは天下り

の議論もしようと思つたんですけども、一点だけ。

平成十九年の公務員法改正で、いわゆる天下り規制ルールが追加されました。国家公務員法の百六条四項で、公務員のOBの職員さんは、退職から二年間は、もといた役所の部署への働きかけ、口まかせが禁止、そのような働きかけを受けた現役職員は、再就職監視委員会に届け出なければいけない、こういう規制と届け出のルールが追加されました。

しかし、これも、昨日、再就職監視委員会に確認をしたところ、これまでの届け出はゼロ件だということであり、まさに先ほどの政官接触ゼロ件と同じような、せつかくルールをつくつたのに、結局ゼロ件。

これも大臣にお伺いしますが、これはやはり制度が機能していない。これも同じようなルールで、明らかに悪い接触だけを報告するとなつていて、それは、悪い接触は報告されていいのかもしれないですけれども、グレーゾーンとか、後々、実はあれは悪かつたんじゃないかと、実際にもう今あるわけであり、こういうものをやはり多少幅広く、全件とは言わないです、多少幅広くもともと記録をしておかないと、このグレーゾーンが白だつたのか黒だつたのかという判断すらできない。要は、届け出がないものは白だと思ひなさいと言われたら、それこそ宗教みたいな話になると思ひます。この部分も記録の範囲を広げるべきだと思ひます。

最後に大臣の御所見を伺つて、終わりにいたします。

○河野国務大臣 これは、はっきり、届け出をしないと懲戒処分の対象になるわけですから、届け出をしなかつたら白ではなくて、届け出をしていないのが後でわかれば懲戒の対象になりますので、そうした働きかけがあれば、疑わしきは懲戒で、そうした働きのしなからいように思つており

う性質のものなんだろうというふうな思つております。

ます。

ですから、それぞれの公務員の皆さんがしっかりとこれは運用をされているのではないかと、おまへは性善説過剰と言われるかもしれないが、そういうことで、これは、もし何かほかで、働かかかつたということがあるか、届けておいていなければ、しなかつた人が懲戒処分の対象になりますので、恐らくそこは、グレーゾーンはきちんと届け出をすることに、なるのではないかなというふうな思つておるんですが。

○井坂分科員 あつたかなかつたかがわからないから公開のルールをつくりましようということであり、やはりこれは、私は制度化が要るというふうに思ひます。

でも、きょうは本当にお忙しい中、大臣、どうもありがとうございます。

○平沢主査 これにて井坂信彦君の質疑は終了いたしました。

以上です。

○平沢主査 次に、内閣府所管について審査を進めます。

○藤野分科員 日本共産党の藤野保史です。

公文書管理法が施行されて、間もなく五年。私は、先日、十七日に国立公文書館を視察させて頂いた頂きました。大変重要なお仕事をされてるなど実感いたしました。

また、最近、先ほど来お話があるように、適切な公文書管理というのは大事だと思つて、私も相次いでいる。今もお話がありましたけれども、集団的自衛権の行使容認、憲法解釈の変更というものは大変重要な問題でありますし、この法律にとつては土台を揺るがしはけない特定秘密保護法が、二〇一四年十二月からは施行されています。

私たちは秘密保護法は廃止すべきだと思つて、すけれども、秘密保護法が政府に都合よく運用さ

れないためにも、大臣が所管されている公文書管理法というものが大変重要な意味を持っていると私は認識しております。

そこで、改善を求められる課題というのは多々あると思うんですが、きょうは、私は、立法院が持っている公文書について、絞ってお聞きをしたと思っています。

その大前提として、この公文書管理法第一条の立法趣旨につきまして河野大臣にお聞きしたいんです。同法は、二〇〇九年の国会審議の際、衆議院で修正をされた上で全会一致で成立していると思いますが、一条でどの点が修正され、どうした趣旨が強調されることになったのか、御答弁いただければと思います。簡潔にお願いします。

○福井政府参考人 法案の審議過程で、細部にわたった説明はちよつと差し控えてさせていただきますが、国民の主体的な利用とか、あるいは国民主権の理念のつとめという点が各党から強調されて修正になったと認識しております。

○藤野分科員 ちよつと、簡潔に言った私もあれですけども、非常に簡潔過ぎてですね。配付資料の一枚目で紹介をさせていただいております。

何がつけ加えられたかといいますと、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」という文言が追加されました。

これについて、当時の小淵優子大臣はこう言っております。

どちらかといえば、政府案に示したのは行政の立場から見たこの本法の意義がより強く表現されていたのではないかと思いますけれども、主権者たる国民の立場に立つて、公文書が国民共有の知的資源であり、国民が主体的に利用し得るものと位置づけた、これによって権利をより明確にしたというふうに当時の大臣は答弁されているんですね。

河野大臣、ですから、やはり民主主義の根幹と

いうのが位置づけられている。やはり民主主義というの、国民が正確な情報に自由にアクセスして、それに基づいて正確に判断を行って、主体的に主権を行使することで深まってくると私は思うんです。そういう意味で、非常に重要な立法趣旨がある。

この立場からすれば、国立公文書館が管理する対象が行政の文書だけではないということにはならないと思うんです。やはり、立法院、司法部を含め多くの民主主義にかかわる文書を国民が主体的に利用できるようにする必要があると思っております。

配付資料の二では、内閣府に設置された国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の提言、二〇一五年三月のものも指摘をしております。ここでも、「特に、国会審議等の立法過程は、国の在り方に関する意思決定の過程の重要な一部であることから、立法院の文書を国民が閲覧・利用できるようなことは大変重要である。したがって、三権の公文書を一体的に見ることができるようになる意義は大きい」と指摘をされております。

大臣にお聞きしますが、この認識は大臣も一緒ということでしょうか。

○河野国務大臣 公文書並びに公文書館に興味を持っていただきまして、本当に感謝申し上げます。おっしゃったように、主権者たる国民がさまざまな判断を民主主義の中でやっていくためには、いろいろな文書を参照できるようにするというのが極めて重要だと思っております。ここにありますように、「三権の公文書を一体的に見ることが出来る」ということは、主権者たる国民がその権利を行使するには非常に大切なことだと思います。

もちろん、一体的でなければならぬとまでは言えませんが、裁判所から司法文書も随分いたっておりますので、できれば、立法院にもぜひ公文書館に立法に関する文書をいただいで、一体的

に管理できるようにしていきたいというふうに思っております。

○藤野分科員 今御答弁いただいたように、やはり極めて重要な意義があると私も思っております。

しかし、やはりなかなか、三権分立という観点もありまして、配付資料の三で御紹介しているんですが、二〇〇九年の立法時には、一体的に管理するのをどうやるかという意味で、三者が定期的な集まって、移管するルールを協議したり、情報交換、検討を行う場を設定して、しかも、これを法的に位置づけられたらどうかという提言がされたわけですね。これを受けて、政府で検討したけれども、やはり三権分立の観点から、閣法ですから、閣法で立法や司法に義務づけるようなものはなかなかできなかった、こういう経過であったというふうに、副大臣の答弁を引用しております。

ですから、三権分立の観点からなかなか義務づけはできないけれども、今お話がありましたけれども、この十四条では、協議によって立法院や立法院の文書を移管することができる、こういう仕組みになっている。一つの到達点だというふうにも認識をしております。しかし、この到達点がなされているのか。この十四条に基づく協議が行われているのか。

今、大臣に答弁いただいたんですけれども、簡潔に、司法と立法、それぞれどういう状況か、事務方で結構ですので、現状を御答弁いただければと思います。

○福井政府参考人 お答えさせていただきます。まず、立法院の方からでございますが、立法院との関係につきましては、平成二十一年の八月五日に、内閣総理大臣と最高裁判所長官の協議による申し合わせを行っております。

ちよつと補足させていただきます。

公文書管理法自体の施行は平成二十三年でございますけれども、公文書管理法の第十四条は、もと、国立公文書館法の該当条文を持ってきたものでございます。このもとと法律の方の規

定に基づきまして、最高裁判所長官との間で協議が調いましたので、平成二十一年度から、歴史資料として重要な判決書等の裁判文書、それから司法行政文書の移管が進められてきておるという状態でございます。

平成二十六年までで締めますと、裁判文書が八千五百五十冊、司法行政文書四百三十二冊が移管されているという統計になっております。

それから、立法院の方でございます。まず、現在のところ、公文書管理法第十四条に基づき協議が行われていない。したがって、国立公文書館への移管の実績がないという状況でございます。

私も内閣府の方では、先ほど先生も御引用いただきました公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の方で、できれば一体的に見られた方がいいんじゃないかということで御意見をさせていただいて、これは、昨年、衆議院議運委員会の方におつくりいただきました新たな公文書館に関する小委員会の方でも御報告をさせていただいているところで、小委員会の方で一応検討事項になっていると認識をしております。

○藤野分科員 立法院との間では、協議も行われて移管も進んでいる。ただ、立法院との関係では、協議すら行われていない。もちろん立法院の問題も認識をしておりますけれども、当然、移管という点から見れば、まだゼロという状況であります。

そのもとで何が起きているのかというのをちよつとお聞きしたいんです。

立法院が保有する重要な公文書、これが国立国会図書館あるいは憲政記念館などの中で塩漬け状態になっている。きょう取り上げたいのは、この国会事故調の報告書の資料であります。

国会図書館にお聞きしたいんですが、この国会事故調が調べた資料は、どのような状態で保存、管理されていますでしょうか。

○大滝国立国会図書館長 お答えいたします。国立国会図書館が保管いたしますいわゆる国会

事故調の資料につきましては、両院議院運営委員会合同協議会メンバーの合意及び両院議長の了解のもと、平成二十四年十月のいわゆる国会事故調の根拠法の失効を受けまして、国立国会図書館に引き継がれたものではございます。

引き継ぎを受けた時点では、段ボール箱七十七箱に格納された状況でしたが、文書を良好な状態で保存するために、現在では、国立国会図書館内の常に施錠された事務室の一定区画のキャビネットに、段ボール箱から出して収納し、鍵をかけて厳重に保管しているところでございます。

○藤野分科員 私、二月十八日に国立国会図書館も視察をさせていただきました、この管理されているという部屋といいますが、事務室を見せていただきました。キャビネットだけなんですけれども、その外観といいますが、部屋の状態はよくわかったんですね。専用の保管庫じゃないんです。その前の日に行った国立公文書館では、やはり専用の保管室で、いわゆる湿度や火災防護などもしっかりやられていましたけれども、私が見たのは、国会図書館の一室で、率直に言って、あいていたからというふうな部屋、部屋というかスペースです。部屋でもない。本当に狭いスペースで、配電盤もむき出しになっているような状況ということで、これは火事、火災があったらどうするんだらうと率直に感じましたね。

河野大臣は、率直に言って、この図書館の資料の価値を最もよく御存じの方だということに思っています。この資料、このもとなつた資料がこういう状態で保管されているというのは御存じでいらつしやいますか。

○河野国務大臣 資料が保管されているというものは存じております。

○藤野分科員 ですから、本来、こういう重要な公文書であれば保存、管理に当たっているような状態では全くないというのが私の印象でありました。まあ、段ボールよりはいいんですけども。かつて大臣は、ブログでいろいろとこの文書に

ついても指摘をされております。今は見られないんですけども、いろいろな形で見られるので、ちよつと御紹介させていただきたいんです。こうおつしやっています。

朝日新聞が吉田調書を探り出し、インターネットに順次掲載している。しかし、国会事故調にかかわった人たちは、それどころではない資料が国会事故調の収集した資料にはあつたという。電事連の会議録や安全規制のルールづくりに関する班目氏の発言やさまざま、もろもろだそう。電事連は、あれだけのロビー活動や妨害行為をやりながら、任意団体だからと会計一つ公開していない。最近では、東京電力を外して電力自由化に備えた会合を重ねているようだが、福島第一原発事故以前に行われた電事連のさまざまな会議録が国会事故調によって収集され、国会図書館に眠っているそう。

こういうふうで紹介をされております。また、大臣も世話人の一人をされていらつしやう。私も入らせていただいているんですが、国会議員超党派、原発ゼロの会。このゼロの会は、二〇一三年の二月二十七日に衆参両院議員長に申し入れを行っております。要するに、扱いはできるうちに、国会の話が先ほどもありましたけれども、やはり国会がしっかりやれ、こういう申し入れで、これもそのとおりでと思うんです。

中でも、私が注目したのはこの一文であります。「当該資料は福島第一原発事故のさらなる検証に資するばかりでなく、衆参両院の全会一致により憲政史上初めて国会に設置された独立調査委員会が収集した貴重な国民財産」という性格も有しております。こういう指摘なんです。貴重な国民財産と。

私は大臣にお聞きしたいんですが、これは通告をさせていただいていないんですけれども、当該資料は衆参両院の全会一致により憲政史上初めて国会に設置された独立調査委員会が収集した貴重な国民財産だ、私もそう思いますが、大臣も今も

この認識でしょうか。

○河野国務大臣 おつしやうとおりで、初めて国会で、しかも全会一致で設置された独立した調査委員会でございます。収集した資料は、福島第一原発の事故という人類が余り経験したことのない原子力に関する事故でございますから、これは人類の共有の財産とすべきものであると思ひますし、これが今公開されないのは、公開のためのルールがないから公開が行われていないわけでございます。これは、特に、安全保障上の理由があるとか、何かそういうことがあるわけではございません。

行政府の人間が立法府にああしろこうしろと言ふことは差し控えなければならぬと思ひます。せつかくこれだけの資料を事故調が集めて、それを決めれば公開をされるという状況にあって、それがかなり長い間こういう状況にあるというの、非常に残念なことでございます。余り行政府の人間が立法府にこれ以上言うのはいかぬと思ひますが、そこはぜひ立法府にも私はお願ひをしたいと思います。思っております。

○藤野分科員 本日に私も、人類共有の財産と言つて間違いないという大変重要な資料だと思ひます。

今、公開のルールというお話をされました。国会のお話も今出ましたけれども、図書館運営委員会、これは情報公開法に基づく話ばかりしているんです。公開公開と。

私が先ほど来問題にしていますのは、情報公開法とまさに車の両輪である公文書管理法なんです。公開の前提として、文書が未来永劫にわたつてしっかり保存、管理されなければならぬ。それがなければ公開という話もやはり十分なものになつていかないと思ひます。

公開というアプローチでは、この小委員会の議論を見ても、もう三すくみ状態といひますか、なかなか進まないというの、大臣も御存じだと思ひます。

私が言っているのは、前提として、公開以前の管理の問題。公文書管理法があるから、公文書管理にこの貴重な資料をのせる。十四条、協議という枠組みも当時の知恵を使つてつくつてきているわけですから、この十四条の協議にこの資料をのせて、そういう塩漬けといひますか、まさにああいう状態から、適切な国立公文書館というところに移して、そこでさらに、公開に向けたいろいろな交通整理もあると思ひます。しかし、今の状態というのは全くそういう状態になっていないというのが私の質問の趣旨でありまして、せつかく大臣が所管しているこの時期にといひますか、格別の、原発問題を初めとするいろいろな識見をお持ちの大臣が、今、公文書管理の担当大臣をされているわけですから、私は、まさに今、突破口を開くべきじゃないかと。

立法府にあれこれというお話がありましたけれども、私はあれこれ言ふ必要はないと思ひます。協議を持ちかければいい。この十四条は、立法府から言ひ出さなければならぬか、あるいは行政府から言ひ出さなければならぬかという決まりはないというふうにご認識しております。そうであれば、行政府がイニシアチブをこの十四条に基づいて発揮するというのは、私は十分可能だと思ひます。

その点で、まさに今、協議ゼロという状況です。このゼロを脱して、第一号案件としてこの協議を行うにふさわしいのが私はこの国会事故調の資料だと思ひ、ふさわしい大臣が河野大臣だと思ひますが、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 十四条で協議をすることができているわけではございまして、一応申し入れをさせていただいて、今いろいろ検討をいただいているという状況でございます。

国会事故調の資料だけでなく、例えば、恐らくこれは参議院なんだと思ひますが、帝国議会当時の資料もあるわけではございまして、さまざまな価値のあるものが立法府にあるということは、よく知られているわけではございまして。

おっしゃるように、これが少なくともまず適切に保存、管理されるというのは非常に大事でございますし、それが一定のルールで公開をされるというのがその次の段階で大事になってくると思えますので、公文書を担当している大臣として、公文書館の建設については衆議院の土地でやらせていただきたいということで、これは議長にもお話を申し上げなければいけないわけでございますから、それとあわせて、両院が持っている文書についても少しお諮りをしていいかなというふうに思っております。

○藤野分科員 やはり河野大臣が大臣のときに突破口を開いていただくことが、私は非常に重要じゃないかな。歴史のめぐり合わせのようなものを私を感じておりますので、ぜひこの国会事故調の資料を含めてこじあけていただきたいというふうに思っています。

そして、最後にといいますか、もう少しあるんですが、公文書というのは、国だけでなくて、地方にとりましても非常に重要な意義を持つていますし、ある意味、国民の命とか、あるいは次の世代を育てていくとか、そういう非常に身近な意味でも公文書管理というのは大事だなというふうにごの間感しております。

私は北陸信越ブロックから選んでいただいているんですが、ちよつと五つの県をそれぞれ、私が経験したことを紹介させていただきたいんです。

例えば新潟県では、新潟水俣病の皆さんが、まだ、いまだに本当に大変な苦しみの中で暮らしていらつしやる。いろいろ調べてみますと、当時、一九五二年段階で、熊本県の水産課がいろいろチツソの排水などを調べて報告書というのを作成して、この報告書は県がつくっているわけですから、行政文書でありますから、これももし適切に保管、管理、そして公開されていたら、水俣病の被害は食い止められたかもしれない、そういう専門家の方もいらつしやるんです。ですから、そういう意味で、まさに命にかかわる大変重要な役割を果たす。

福井県の「もんじゅ」では、もう御存じのように、九五年にナトリウム漏れの事故を起こしまして、当時、動燃が、事故現場を撮影したビデオを意図的に隠蔽といひますか、カットしたという事件もありました。ビデオとかいうのも、電磁的記録として本法の適用を受けるということになります。

富山県では、二〇一二年の四月に、富山県立ではありますけれども、イタイイタイ病資料館というのが新設をされて、私も二回ほど行ったんですけれども、本当に充実した資料、公文書だけでなく、さまざまな展示品で、二度とああいう公害を起こさない、富山県民の強い決意といひますか、思いを感じる。そこに県民が行って同じ思いを育んでいくというのは大変重要だと感じました。

石川県にはまだ公文書館はありませんけれども、しかし、県議会には、公文書・古文書の管理体制構築及び利用者の利便性を求める請願などが出されて、これは全会一致で採択をされております。

そして、配付資料でお配りしているんですが、四番目の資料になるんですけれども、これは長野県の松本市文書館から御提供いただきました。感謝をしております。

これは長野県の今井村というところで保管されていた「庶務関係書類」というもので、まさに一九四五年、昭和二十年の文書であります。マル秘とか至急、こういうものが並んでおります。

これは何かといひますと、読みにくいので御紹介させていただきますと、要は、国力が推定できるような統計、商業統計、さまざまな統計印刷物は焼却しろ、そういう命令書なんですね。右側の方は、戦争関連のポスター類、いろいろなポスター、これも燃やせと。さらには、この通達そのものも燃やせといひうに書いてある資料であります。

私、先日、国立公文書館を視察させていただいた際に、理事の方から、日本は先進国の中でも公文書管理というのをおくれている、その理由の一つとして、太平洋戦争終結時期の混乱で公文書管理体制が途切れてしまったということも挙げたいらつしやいました。まさにそのことを物語る貴重な資料だといひうに思っています。

同時に、長野県といひるのは、満蒙開拓団、これに全国最多の三万三千人が送られて、犠牲になつた。半数近く帰ってこなかった市町村もあるんです。同県の阿智村といひるところには満蒙開拓平和記念館といひ、これは一般社団法人でありますけれども、これが二〇一三年四月に開館しまして、私もたびたび訪れております。

ここにいきますと、若者たちが自分たちのルーツを知りたいといひて多数来館をされて、そこで満蒙開拓の歴史を知って、ばあちゃんの人生を初めて知つたとか、じいちゃんを見る目ががらつと変わつたとか、こつ言つて帰っていくわけですね。本当に、まさに人生が変わるような体験をそこでしていただく。

ですから、やはり公文書といひのは、本当に私たちにとつて大事な意味を、国でも、そして地方でも果たしているわけで、こつしは五年目の見直しの中でありますけれども、本当に、この見直しによつて、質、量ともにこの体制を強くしていく必要があると思つております。

そこで、最後になるんですが、問題はその体制なんです、最後に、予算と体制。

内閣府にお聞きしますが、二〇一五年年度の公文書管理関係の予算、人員体制、これはどのようになつておりますでしょうか。内訳も含めてお願ひします。

○福井政府参考人 二〇一五年年度、本年度の、まづ公文書管理関係の予算でございますが、公文書館の予算総額は約二億五千万円でございます。それから、内閣府の方に調査費として約六千万円をいただいております。

それから、体制でございますが、国立公文書館のいわゆる常勤職員、これは役員を含まして五十一名でございます。それから、内閣府の方に公文書管理課という課がございます。こちらが十九人で、私は審議官でございますが、私を入れて二十名という状況になってございます。

これらによつて、現在の公文書管理を進めていくところでございます。

○藤野分科員 いずれも海外に比べて一桁から二桁少ない。

きょうは質問する時間ありませんでしたけれども、例えば、公文書を廃棄するかどうかといひところにかかわる部署である内閣府の公文書管理課、各省が廃棄したいといひるような文書を言つてくるんですが、それをチェックする、こついう役割をされている方は、わずか五名だといひ聞きをしました。年間二百三十万件近い公文書、廃棄されるような文書が、わずか五名でチェックされている。これは大変な御苦労だと思ひます。

特定秘密保護法との関係でも、やはり向こうが、向こうといひますか、要するに、廃棄する文書に秘密指定が解除されたものを紛れ込ませたりして、いろいろするんじゃないかといひるのは、国会審議でもたびたび議論になりました。

こついうことを最終的にチェックする最後のところのようところが五名といひことであり、その予算は何と五千万円、約六千万円とお聞きをしております。ですので、やはりこれでは本當に公文書管理法がこついう役割を果たせないといひうふうに思ひます。

そして、質的にも、これはNHKの「クローズアップ現代」でも紹介されておりましたが、公文書管理の専門家であるアーキビスト、まだ日本になじみがなくて、アーキビストの日本語もまだないとお聞きをしまつたけれども、この育成、重要性をNHKは報じていたんですね。

紹介いたしますと、フランスでありました。フランスは、公文書管理に日本の約三倍の予算をかけている。公文書管理局長の言葉として、アーキビストはハイレベルな情報の科学者、情報の歴史家なんです。養成されたアーキビストのうち八百人が各省庁に派遣をされて、第三者の視点で、

紹介いたしますと、フランスでありました。フランスは、公文書管理に日本の約三倍の予算をかけている。公文書管理局長の言葉として、アーキビストはハイレベルな情報の科学者、情報の歴史家なんです。養成されたアーキビストのうち八百人が各省庁に派遣をされて、第三者の視点で、

各省庁で誤った公文書管理がされていなか
チエックをする。さつき五名と言いましたが、八
百名。全然違うわけですね。

私が印象深かったのは、彼ら、彼女たちは、各
省と交渉するための交渉力がなきゃならないし、
そのため、専門家として尊敬される人でなければ
ならないと言っていたんです。そのとおりだなと。

大臣にお聞きしたいんですが、こういう重要
性、量的にも質的にも高めないといけないという
重要性に鑑みれば、やはり予算、体制、これは抜
本的に拡充すべきじゃないかと思うんですが、最
後にこのことをお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 公文書が民主主義の一つのイン
フラであるということを考えると、先ほどからお
話に出ております公文書管理課はもとより、公文
書館、これは独立行政法人国立公文書館でござい
ますが、こういう公文書に携わる組織の予算、人
員というのは極めて重要だと思えますし、今おつ
しやられましたアーキビストの養成というのも大
事でございます。古い文書を修復する、そういう
技術というのも伝えていかなければならないわけ
でございます。そこは言うまでもないところでご
ざいます。

他方、私、今、国家公務員制度担当大臣として
定員管理を厳しくやらなければいかぬ、行政改革
担当大臣として行政改革も進めていかなければい
かぬということ、なかなか右手と左手が握手し
ないでけんかしているという状況でございます
が、新しく国立公文書館をつくれという動きで
ございますし、どこにつくるかという選定を近々や
るわけでございます。機能はきちんとしたものを
持ったものをつくっていきたいというふうにお
思っておりますので、そこはしっかり御指導を賜りな
がらやってまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○藤野分科員 質問を終わります。ありがとうございます。
○平沢主査 これにて藤野保史君の質疑は終了
いたしました。

○平沢主査 次に、内閣所管について審査を進め
ます。

○秋本分科員 自民党の秋本真利でございます。
きょうは、河野大臣に質問できるということ
で、楽しみにやっております。

大臣になられる前、党の行革推進本部長とし
て、一緒に仕事をさせていただきました。きょう
は時間がないものですから、そこで行った議論も
大臣は当然記憶があると思えますので、それも踏
まえた中で大臣とやりとりをさせていただきたい
というふうに思えますので、よろしくお願いをい
たします。

最初に、開業丸についてお伺いをいたします。
一部メディアで、大臣が持論を少し封印してし
まって寂しいというような報道も出ております
が、私は、内閣に入ってから、河野太郎大臣だからこ
そやれることをやるべきだし、今現在、私、生意
気ですけれども、外から見ていて大変心強く思っ
ている次第でございます。

一つの成果として、開業丸がございます。年間
十二億円払いながら、もう七年間ぐらいにわたっ
て全く使用されていないというものについて、大
なたを振るって秋の行政レビューで議題に上げま
して、十二億をばさつと切つて来年度から六億と
いうことで、二年間で事業を終了するというふう
に聞いております。

文科省にお伺いをいたしますが、使用終了ま
どのくらいのお金がかかる予定なのか、それと、
使用終了年次について改めて確認をしたいと思
いますので、お答えいただきたいと思えます。
〔主査退席、小田原主査代理着席〕

○板倉政府参考人 お答えいたします。
開業丸につきましては、行政事業レビューにお
きまして、契約の打ち切りや契約内容の見直しも
含め、最も合理的な方策に改めるべきと指摘され
たところでございます。この御指摘を踏まえまし
て、原子力機構は、原燃輸送との間で締結した基

本協定に基づく使用の終了に係る通知を平成二十
八年二月二十四日付の書面にて行ったところで
ございます。

この基本協定書にのっとりすると、使用の終了
を行うことによつて、平成二十九年度をもって使
用が終了することになり、基本協定において平成
四十三年度までに約百六十九億円と見込まれて
いる原子力機構の負担を、最大でも約三十七億円
なるように削減させることが可能となります。

また、いつ終了できるかということございま
すが、これは現在、原子力機構が負担する金額も
含め、原子力機構と原燃輸送との間で使用の終了
に係る交渉が行われているところでございま
して、交渉の経過を注視してまいりたいと考えて
ございますが、先ほど申しましたように、最大で三
十七億円になるように削減させることができると
いうことで、今後二年間、早ければ平成三十年に
使用が終了できるといふふうに考えているところ
でございます。

○秋本分科員 使用を終了する方向で今進めて
いるということですが、来年度の予算、五億
九千五百万円計上されておりますけれども、この
根拠、内訳を教えてください。

○板倉政府参考人 お答えいたします。
開業丸に係る平成二十八年度予算案につきまし
ては、使用の終了を行うことを踏まえ、ドック点
検の取りやめなどを想定し、保留に必要な最低限
の経費のみを計上してございます。

同船の予算案、約五億九千五百万円の内訳とい
たしましては、船舶の建造に係る費用を分割して
支払う船舶資本費は、平成二十七年と同規模の
約三億四千四百万円、船舶維持費は、使用の終了
を前提とした最低限の経費として約二億五千万
円をそれぞれ見込み、予算案に計上していること
でございます。

いづれにしても、現在、原子力機構と原燃
輸送との間で、平成二十八年度の契約額を含めた
使用の終了に関する交渉が行われているところで
ございまして、交渉の経過を注視してまいりたい

と考えてございます。
○秋本分科員 使用の終了に向けて交渉している
ということ、事前のヒアリングの時点で、大
臣、乗組員が十三人程度いて、そこに一人当たり
一カ月百二十三万円人件費を払っていたというこ
とで莫大な人件費がかかっています。

これを、私に事前にレクで、一人にしようと思
います、八時間の交代制で一日三人ということに
で、実質その時間帯にいるのは一人ということに
して人員を減らすというふうには言っていますが、
私が国土交通省に確認をしたところ、係船届の相
談も出ていなければ、原子力の保安規定上の減員
ということについても原燃輸送からも何も出てき
ていないということ、全く相談がないというこ
とでございます。

国土交通省に私は尋ねました、係船届を出さな
いで一人にするということができませんか。そう
すると、それはできません。原子力の保安上も
どうですか、それもできませんということ。
であるにもかかわらず、事前のレクの段階で文
科省は私に、係船届は出さずに人員を一人にし
いくというふうには言っております。私はこの根拠
を知りたいと思えます。ですから、行革本部の方
で、ぜひ契約書をしつかりと見ていただきたい。
現在結んでいる契約書で、どういうふうな契約の
中身になって終了をしていくことができるのか。
それを文科省任せにせず、行革でもしつかりと
チェックをしていただく。

そして、一つ行革にもその中でお伺いしたいの
は、終了に向けての契約書を、文科省は五億九千
五百万円というものを予算計上しているわけだ
けれども、その根拠とか契約書というものにつ
いて、事務方も構わないんですが、中身を見て
いますか、行革本部は。そのことについて、お伺
いをしたいと思います。

文科省に対しては、どういう根拠で一人にでき
るのかということ、行革本部については、その
根拠たる契約書を見ているかという二点、お伺
いをいたします。